

住宅改修費の申請から支給まで

住宅改修の相談（ケアマネージャー等へ）

改修を行う前に相談してください。

申請に必要な「理由書」の作成をケアマネージャー等へ依頼します。

改修前の事前申請（市役所・区役所へ）

次の書類を区役所へ提出してください。

申請書	改修予定箇所の写真（撮影日の入ったもの）
理由書（ で作成した書類）	委任状（振込口座が申請者と違う場合）
工事費見積書	住宅所有者の承諾書

審査（区役所）

当該住宅改修が保険給付として適切なものかどうかを審査します。

審査結果の通知（申請者へ）

原則として申請から10日以内に、審査結果「居宅介護（介護予防）住宅改修事前審査結果通知書」を発送します。結果通知が遅れる場合はお知らせします。

施工・完成（住宅改修事業者）

承認を受けた内容に基づいて改修工事を行います。

住宅改修費の支給申請（市役所・区役所へ）

工事終了後、次の書類を区役所へ提出してください。

領収書
改修完了後の写真（改修箇所ごとに撮影日が入ったもの）
工事費内訳書（着工前見積書と変更がある場合に添付）

支給決定

着工前及び完了後に提出された申請書及び書類を審査し、支給を決定します。

着工前の申請を受付けていても、完了後の審査で適切でないと判断された場合は、住宅改修費を支給しない場合もあります。